

## 鳥栖市都市計画道路見直し検討懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 本市の都市計画道路の見直しに当たり、見直しの検討を行うため、鳥栖市都市計画道路見直し検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画道路の見直し計画の策定に関すること。
- (2) その他都市計画道路の見直しに関し市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、各種団体の代表者、市民等のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇話会は、会長が必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、建設課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年9月3日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。